

職業差別問題へのアプローチ

八木 正

1 職業社会学の展開と職業差別の問題

職業についての社会学的研究は、けっして新しいものではない。社会学が学界において市民権を得たのは、20世紀に入ってからと考えてよいが、E. デュルケーム、M. ヴェーバーらが独自の立場から職業をめぐる諸問題について考察した内容については、別稿「職業」（北川隆吉監修『現代社会学辞典』有信堂、1984年）において一応のまとめを試みておいたところである。

その論稿においても指摘しておいたように、その時代から今日に至るまで、個別領域としての職業社会学の研究の蓄積はかなりの量に達しているものの、奇妙なことには、職業差別の問題を真正面から直視した著作はほとんど皆無と言ってよく、大きな欠落を露呈している。もっとも、日本においては、被差別部落問題が重大な社会問題と化してきたことから、特に戦後、被差別部落についての社会学的研究が精力的に行われてきたので、その限りでは職業差別の実態についてはかなりの言及がされてきた。しかし職業社会学として自覚的にこの問題の究明に取り組んできたことは、たえてなかったところである。

日本では、いかなる事情にもとづくものか、尾高邦雄が『職業社会学』を1941年に著して以来、かれのほかには職業問題を取り上げる者はほとんどなく、そのかれととも、途中から産業社会学の分野に発展的に転進したのであるから、諸外国に比して、日本における職業社会学の研究はきわめて貧弱な状態にある。したがって職業問題に関して独自の観点から社会学的分析を試みるようなことはまったくなく、外国の諸研究の紹介ですら、きわめて手薄な現状である。

諸外国の職業社会学研究の紹介は、本稿の主題ではない。が、諸外国の職業社会学的な研究にしてからが、少なくとも著書に関するかぎり、どういうわけか職業差別の問題にはかなり鈍感であり、かれらの分析体系にもこの問題はほとんど位置づけられていない。この問題は諸外国においても、人種問題や階級問題の一環としてとりあげられてきたようであり、職業社会学の分析項目には入っていない。これは職業社会学研究のありかたとしては大いに問題となる事柄であり、職業差別の問題にふれること自体が一種のタブーと化しているかのような現状は、何としても打開する必要があると思われる。

ややまぎらわしいが、職業階層の問題、すなわち職業と社会的地位との関連については

相当研究が進んでいる。アメリカを中心とする社会階級ないし社会階層の研究は、不平等 (inequality) の問題として好んでとりあげられ、それを結果する職業格差について精力的かつ精密な研究が実施されている。しかしそれらは全体としての職業階層体系の不平等現象についての数量社会学的な分析であり、個々の職業が歴史的に受けてきた差別待遇の実相に立ち入った研究にはなっていない。職業的不平等 (occupational inequality) と職業差別 (occupational discrimination) とは、相互に関連はしているが、若干ニュアンスを異にしている問題である。

社会の職業的階層化および職業間移動の分析については一定の研究史があり、日本の階層構造の分析に指導的役割を演じている富永健一は、それを「世代」的に区分している(富永健一編『日本の階層構造』1979年、東京大学出版会、序文。なお、本書に対する私の論評については、書評論文「不鮮明な計量社会学的階層論」、『現代社会学』20—特集：階級の現在、アカデミア出版会、1985年、参照。それに対するリプライは、今田高俊「岐路にたつ社会階層状況」、同上)。すなわち、かれは日本の S S M (Social Stratification and Social Mobility の略号) 調査に対応させる形で、1940年代後半の「S S M 第一世代」としてアメリカのウォーナー、イギリスのグラス、デンマークのスヴァラストガ、スウェーデンのカーソンらをあげている。日本の第一回 S S M 調査(1955年)はこれに呼応して実施されたが、1965年の第二回 S S M 調査を経て、1975年に新しい世代の社会学者を動員して計量分析の大幅なレベル・アップを企図する第三回 S S M 調査が行われた。この1965年と1975年の10年間に、社会階層研究の分野は、アメリカではブラウとダンカン、ハウザーとフェザーマン(後の両者はウィスコンシン学派)、イギリスではゴールドソープ、フランスではブードン、デンマークではソレンセン、ポーランドではヴェソウフスキー、チェコスロバキアではマホニンらの第二、第三世代の学者の参加があり、研究水準がいちじるしく向上したと言う。

中でも、P. M. Blau & O. D. Duncan ; *The American Occupational Structure*(Wiley, 1967) にたいする評価は高く、富永の指導のもとにおける第三回 S S M 調査は、方法論的にほとんどこれに依拠している。本書はすでに古典的評価を得ているというが、先駆者としてはやはり W. L. Warner の研究をあげなくてはなるまい。Yankee City Series を初めとするほう大な社会階層研究のほか、職業社会学文献としては、W. L. Warner & J. C. Abegglen ; *Occupational Mobility in American Business and Industry, 1928—1952* (University of Minnesota Press, 1955) および *Big Business Leaders in America* (Harper, 1955) がある。これは主として世代間の職業移動を論じているが、もっと直接的に職業と社会的地位との関連をとりあげているのは、A. J. Reiss, Jr. ; *Occupations and Social Status* (Free Press, 1961) である。これには、ダンカンやハットの論稿も収録されている。

手元にある新しい文献では、イギリスの A. Stewart, K. Prandy & R. M. Blackburn ; *Social Stratification and Occupations* (Macmillan Press, 1980) が目につく。同じくイギリスの文献で、A. P. M. Coxon & C. L. Jones ; *The Images of Occupational Prestige* (Macmillan Press, 1978) は、職業威信の体系に踏みこんでおり、注目される。ただアメリカ、イギリス、いずれの場合も、階層的地位ないし社会的威信の構造や推移についての計量的測定が中心的な関心であり、職業の不平等がテーマであっても、職業差別の問題を直視しているとは言いがたい。いわば、問題をとりあげるコンテキストないし発想の基盤が、まったく異なっているのである。

とはいえ、上述の研究方法のコンテキストを離れて研究対象の問題としてみれば、客観的および主観的レベルにおける職業の不平等な階層構造は、当然職業差別の問題と密接に関連している。なんとなれば、とりわけ職業評価の階層性は、一方における特定の職業群に対する尊敬との対極において、他方で特定の職業群への蔑視と差別を表現しているからである。日本における職業階層の問題に最初に取り組んだのは、おそらく尾高邦雄編『職業と階層』（毎日新聞社、1958年）であろう。これはデータの上では、前記の第一回 S S M 調査に基づいている。（なお、この調査の正式報告書は、日本社会学会調査委員会編『日本社会の階層的構造』有斐閣、1958年、である。）

尾高は「職業に貴賤上下の別はない」ということばがあるのは、実際にこうした区別が存在しているからであり、これはその区別を前提としながら、いかなる職業も同等の評価と地位を与えられるべきだとし、なんびとも職業に精励すべきことを説く「保守的な」思想にほかならないと指摘している。そしてここで問題となっているのは、「職業に伴う社会的尊敬、榮譽、威信、勢力の大小、したがってそれに伴う社会的地位の上下、あるいは職業に与えられる社会的評価の高下」（35 ページ）であると明確に述べている。かれはこの意味での職業の格付けにかんする最初の研究は、1946年にシカゴの国民世論調査所で行った国民の職業評価に関する調査であろうとみて、その内容を紹介するとともに、これに倣った〈成層と移動〉調査の概要を記している。興味深いのは、かれらが職業の全分野をよく代表するように選んだとされる 32 の職業について被調査者に職業の格付けを要求したところ、「職業に上下の別はない」と答えたものがかなりあったという事実である。その考えの由来は何であれ、これは大衆の間に職業格差をありのまま認識することにある根強い抵抗が存していることを示している。

調査結果は、第 1 表に示される。この結果について尾高は、個々の職業評価に立ち入ることは避け、大分類の職業群の地位にふれた後は、主として格付けを行った被調査者の属性（居住区域、年齢、学歴、職業別）による評価スコアの違いの比較に終始している。ただ、この最後のところで、「一般に社会的地位の高い人々は各職業を低く評価し、社会的地位の低い人々は高く評価する傾向がある」（45 ページ）と指摘しているのは、興味深い。これは、

第1表 日本全国の職業の格付け (1955年)

| 大 分 類 | スコア | 標 準 分 類 | スコア | 格付けのための 職 業 | スコア | 順位 |
|---------|-----|---------|-----|----------------|-----|----|
| 専門的職業 | 76 | 専門業者 | 78 | 大学教授 | 91 | 1 |
| | | | | 医師 | 84 | 2 |
| | | | | 小学校の教諭 | 70 | 7 |
| | | | | 寺の住職 | 65 | 8 |
| 技術業者 | 71 | | | 機械工業技術者 | 72 | 5 |
| | | | | 土木建築技術者 | 71 | 6 |
| 管理的職業 | 75 | 公務管理者 | 75 | 市役所の課長 | 75 | 3 |
| | | | | 企業管理者 | 75 | 3 |
| 事務的職業 | 54 | 事務員 | 53 | 会社事務員 | 55 | 10 |
| | | | | 鉄道の駅員 | 52 | 11 |
| 保安業者 | 57 | | | 警官 | 57 | 9 |
| | | | | | | |
| 販売的職業 | 40 | 商店主 | 47 | 小売店主 | 47 | 13 |
| | | | | 商店員 | 36 | 22 |
| | | | | 屋外販売人 | 35 | 15 |
| | | | | 保険の勧誘員 | 42 | 28 |
| | | | | 銀行の商 | 28 | 28 |
| サービス業者 | 38 | | | 理髪師 | 42 | 15 |
| | | | | 列車ボーイ | 34 | 24 |
| 熟練的職業 | 40 | 職人 | 42 | 大指物工師 | 43 | 14 |
| | | | | | 41 | 18 |
| 特殊技能工 | 38 | | | 自動車修理工 | 42 | 15 |
| | | | | 印刷工 | 40 | 21 |
| | | | | パン製造工 | 34 | 24 |
| 生産工程従事者 | 39 | | 37 | 旋盤工 | 41 | 18 |
| | | | | 紡績工 | 34 | 24 |
| 運輸業者 | 41 | | | 自動車運転手 | 41 | 18 |
| | | | | | | |
| 非熟練的職業 | 37 | 自作農 | 51 | 自作農 | 51 | 12 |
| | | | | 小作農 | 30 | 27 |
| | | | | 林業者 | 23 | 29 |
| | | | | 漁業者 | 36 | 22 |
| | | | | 採鉱業者 | 36 | 29 |
| | | | | 単純労働者 | 23 | 29 |
| | | | | 道路工夫 | 24 | 29 |
| | | | | 運搬人 | 22 | 32 |

〔引用〕尾高邦雄編『職業と階層』毎日新聞社、1958年、43ページ。

高い学歴および職歴の達成者と非経験者との間の認識の違いを示しているとみてよからう。

第2表 6大都市の職業の格付け(1952年)

| 順位 | 職業 | スコア |
|----|-----------------|-------|
| 1 | 府 県 知 事 | 3.78 |
| 2 | 大 学 教 授 | 4.56 |
| 3 | 裁 判 官 | 4.69 |
| 4 | 大 会 社 の 重 役 者 | 5.51 |
| 5 | 医 生 | 6.97 |
| 6 | 官 庁 の 課 長 | 7.19 |
| 7 | 建 築 技 師 | 9.51 |
| 8 | 町 工 場 主 | 10.21 |
| 9 | 労 働 組 合 の 委 員 長 | 10.77 |
| 10 | 新 聞 記 者 | 11.17 |
| 11 | 小 学 校 教 師 | 11.73 |
| 12 | 寺 の 住 職 | 12.46 |
| 13 | 小 売 商 店 主 | 15.30 |
| 14 | 区 役 所 の 吏 員 | 15.38 |
| 15 | ふ つ う の 会 社 員 | 16.13 |
| 16 | 自 作 農 夫 | 16.38 |
| 17 | 巡 査 査 査 | 16.41 |
| 18 | 洋 服 仕 立 屋 | 17.68 |
| 19 | テ ー マ の 店 員 | 19.76 |
| 20 | 保 険 の 勧 誘 員 | 20.18 |
| 21 | 大 工 | 20.22 |
| 22 | 理 髪 師 | 20.46 |
| 23 | バ ス の 運 転 手 | 20.93 |
| 24 | 旋 盤 工 | 21.05 |
| 25 | 漁 師 | 22.02 |
| 26 | 炭 坑 夫 | 23.70 |
| 27 | 炭 焼 き | 24.42 |
| 28 | 道 路 工 夫 | 24.80 |
| 29 | 露 店 商 人 | 24.92 |
| 30 | く つ み が き | 26.86 |

〔引用〕尾高邦雄編『職業と階層』毎日新聞社、1958年、42ページ。

第1表(1955年、全国調査)および第2表

(1952年、六大都市調査、ただしスコアは逆に表記されている)を通覧すると、やはりプロフェッション的職業が最上位を占め、それに続く上位には官庁および企業の中間管理職や技術者や中小企業者などが位置し、中位にホワイトカラー的職業、小売商店主、自作農、大工、理髪師など多数の職業群がひしめき、それに近接してはいるが、下位にはブルーカラー的職業、自動車運転手、漁師など、最下位にはこのリストの中では採炭夫、道路工夫、運搬人、露店商人、靴みがきが位置しているのがわかる。

第2回SSM調査を手がけたのは、安田三郎である。(関連する諸問題の考察は、安田三郎『社会移動の研究』東京大学出版会、1971年、におさめられている。)しかしかれはこのほかにも、かれが主導する共同意識調査(TAS調査)を実施し(TAS I~IIIは、上記著書に収録)、とりわけ〈都民の生活と職業意識調査〉(1967 T A S I V調査)に関しては、その分析結果を安田三郎編『現代日本の階級意識』(有斐閣、1973年)にまとめている。

本書で「職業評価と階級意識」(第一章)を担当しているのは、池田政敏であるが、本調査は一般的な形での職業の格付けを排し、階級意識

の日常的・経験的な側面にアプローチするために、「仮想的であれ、具体的な状況を設定し、その下で各職業に対して行われる社会的距離認識をとりあげ」(32ページ)ようとした点に特色がある。そこで、職業評価をとりあげる際に設定した状況とは、①将来、子供をいかなる職業につけたいのか(希望職業)、②どのような職業の人との縁組を望むか(縁組希望)、③親近感をおぼえる職業従事者は誰か(親近感)、④いかなる職業従事者との間であれば、利害一致感がもてるか(利害一致)である。

その結果は、第3表に要約されている。その分析過程において、「階級意識の形成に影響を与えていると思われる心理特性」について推測が加えられているが、それより注目され

るのは、SSM調査（第1回）との比較が試みられていることである。池田はスピアマンの順位相関係数を算出して両調査の関連を追究し、「SSM調査における職業の格付けは、希望職業($\gamma_{sp}=0.859$)、縁組希望($\gamma_{sp}=0.750$)と正の相関が強く、親近感($\gamma_{sp}=-0.539$)、利害一致($\gamma_{sp}=-0.625$)とは逆相関にある」ことから、「従来の〈職業に関する格付け〉調査は、陽表的に言えば、〈かくありたい〉(=願望)として定位される職業を測定したものである」(38~39ページ)という断定を下している。

第3表 SSM, TASIV—結果比較表

| 職 業 | S S M | | T A S I V | | | | | | | |
|-----------|--------|-----|-----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|
| | スコア | 順位 | 希望職業 | | 縁組希望 | | 親近感 | | 利害一致 | |
| | | | 被選択度 | 順位 | 被選択度 | 順位 | 被選択度 | 順位 | 被選択度 | 順位 |
| 大 学 教 授 | (点) 90 | 1 | (%) 44.8 | 2 | (%) 69.4 | 4 | (%) 28.5 | 7 | (%) 18.4 | 11 |
| 医 務 者 | 83 | 2 | 53.9 | 1 | 81.3 | 1 | 39.9 | 3 | 27.2 | 6 |
| 公 務 員 | 71 | 3 | 36.9 | 4 | 62.6 | 6 | 11.9 | 11 | 19.4 | 9 |
| 課 長 | 70 | 4 | 36.7 | 5 | 71.8 | 3 | 25.3 | 9 | 27.5 | 5 |
| 会 社 員 * | 52 | 5 | 37.1 | 3 | 72.5 | 2 | 31.4 | 6 | 34.3 | 3 |
| 巡 査 | 51 | 6 | 8.1 | 10 | 49.0 | 10 | 20.2 | 10 | 18.1 | 10 |
| 小 売 店 主 * | 50 | 7 | 24.1 | 6 | 65.4 | 5 | 33.0 | 5 | 27.9 | 4 |
| 農 民 * | 49 | 8 | 9.3 | 9 | 56.5 | 9 | 46.0 | 2 | 26.5 | 7 |
| 職 人 | 39 | 9.5 | 16.2 | 7 | 62.2 | 7 | 53.1 | 1 | 39.4 | 2 |
| 工 員 * | 39 | 9.5 | 15.6 | 8 | 58.5 | 8 | 38.7 | 4 | 40.6 | 1 |
| 日 雇 人 夫 | 22 | 11 | 1.3 | 11 | 32.5 | 11 | 27.8 | 8 | 24.1 | 8 |

(注) 規模の大小のあるカテゴリー (TASIVの場合のみ) は、両者の平均値をとった。SSM調査のスコアは、東京区部の結果。

(引用) 安田三郎編『現代日本の階級意識』有斐閣、1973年、38ページ。

この分析では当然、職業評価における主体と客体との複雑な関連が問題となるが、職業評価の状況をより特定化しようとした企図とは裏腹に、結果としては異質の要因をつけ加えただけで、問題の局面を故意に複雑化しただけに終わっているかにみえるのは、残念である。同じ職業評価とは言っても、「希望職業」と「縁組希望」という、現実的ではあるが、子どもの将来にかかわる願望と、「親近感」と「利害一致」という現状での当事者の感情とは、もともと同じ次元で論じられうるものではない。さらに、SSM調査の職業格付けを「職業願望」に限定することも疑問であり、むしろそれは世人の個々の職業に対する尊敬度、もしくは職業の威信評価とみる方がはるかに自然である。

富永は尾高を発展的に継承する立場から、若い研究者を組織して第3回SSM調査を実施し、高度の計量社会学的手法を駆使した分析を行った。前掲の富永健一の編著において職業威信の問題を扱っているのは、「職業的地位尺度の構成」(第14章)を書いた直井優である。(ちなみに、第13章で岡本英雄と原純輔は、「職業の魅力評価の分析」にあたっている。)しかし表題からも知られるように、直井の関心はもっぱら職業階層の動態を測定する

上で、〈職業威信スコア〉が信頼性、有効性をもっていることの検証（「職業威信スコアは、時代を異にする職業階層を比較し、その不平等の動態を知るためのパラメーターの役割をはたす」471ページ）に向けられており、職業の不平等ないし差別の問題に直接立ち入ってはいない。実は、本章は直井と鈴木達三による共同論文「職業の社会的評価の分析——職業威信スコアの検討」（『現代社会学』8，特集：現代日本社会の階層構造，講談社，1977年）からデータを引き出して、方法論的観点からリライトされている。もとの共同論文の方が職業評価の問題に踏みこんでいるので、これに従って検討してみたい。

かれらは、職業が人々の社会的地位に不平等をもたらす過程は二重であり、役割と地位の両面から実際に格付けされているとみている。すなわち、「役割の観点から、職業はそれを遂行するために必要とされる技術や知識、およびその役割遂行に直接に関連して付与される権限や責任（または義務）、等々によって、格付けられる。また地位の観点から、職業的役割を遂行した報酬としての所得やそれに付随する経済的な便益の他に、組織外での名声、尊敬、影響力などの種々の社会的便益、等々によっても、格づけられる。」（116ページ、強調は、原著者）実際の分析方法の点で注目をひくのは、職業威信の評定に際して評定者が重視した基準を問うていることである。10箇の評定基準のうち、「責任の大きさ」「技能の高さ」、および「社会に対する貢献の大きさ」など、職業の社会的役割の機能的重要性や遂行上の困難さに関連する基準が、比較的高く重視されているのに対して、狭義の威信に直接に関連していると思われる「世間から受ける尊敬の大きさ」の基準や社会的地位の高低に関連している基準（「社会に対する影響力の大きさ」や「収入の高さ」など）は、それほど重視されていないことが指摘されている。したがって、「この職業威信評定法で測られたものは、職業の社会的地位の高低のみならず、それらの社会的役割の機能的重要性や遂行上の困難性など、地位と役割の両方の次元にまたがる人々の価値づけであると考えるのが、もっとも妥当しているといえよう」（124～125ページ）と述べられている。

さて、75年SSM調査における82の職業に関する威信スコアは、第4表に表示される。威信スコア全体の平均点は50.4点、標準偏差は15.7点である。直井らの関心はこの後、職業威信スコアの信頼性に向けられ、評定者の社会的属性の効果、評定者の評定基準による効果、グループ別職業威信スコアの相関分析、55年職業威信スコアとの比較分析、職業威信スコアと職業に関する客観的な諸指標との関連の分析、評定の一致性の検討などを行った結果、職業威信スコアの妥当性を帰結している。

その論証の妥当性は、本稿の当面の関心事ではない。第4表の単純結果だけを見ると、対象となる職業群は増えているものの、全体としての傾向性には以前と違った大きな変化は認められない。ただ、時代の変化により取り上げられている職業が多様性を増していることは明白で、その評定位置は興味深い。上位から例をあげれば、裁判官、パイロット、公認会計士、作家、音楽家、薬剤師、新聞記者、レントゲン技師、スチュワーデス、プロ

第4表 1975年S S M職業威信スコアと標準偏差

| | 職 業 名 | 職業威信 スコア | 標準偏差 | | 職 業 名 | 職業威信 スコア | 標準偏差 |
|----|-----------------------|-------------|------|----|---------------------|-------------|------|
| 1 | 裁 判 官 | 87.3 | 18.8 | 42 | タ イ ピ ス ト | 47.4 | 16.6 |
| 2 | 大 会 社 の 社 長 | 83.5 | 21.5 | 43 | 化 学 薬 品 製 造 工 | 46.8 | 19.3 |
| 3 | 大 学 教 授 | 83.5 | 19.7 | 44 | 大 工 | 45.3 | 18.5 |
| 4 | 医 師 | 82.7 | 18.9 | 45 | 理 容 師 | 45.0 | 16.8 |
| 5 | 国 会 議 員 | 81.1 | 23.8 | 46 | 自 作 農 | 45.0 | 19.9 |
| 6 | 高 級 官 僚 | 80.6 | 21.8 | 47 | 鉄 道 の 駅 員 | 44.6 | 17.3 |
| 7 | パ イ ロ ッ ト | 74.9 | 20.2 | 48 | 中 小 企 業 の 一 般 事 務 員 | 43.1 | 15.0 |
| 8 | 大 型 船 の 船 長 | 74.8 | 19.8 | 49 | 洋 服 仕 立 職 | 42.9 | 16.7 |
| 9 | 小 中 学 校 の 校 長 | 73.6 | 18.0 | 50 | 自 動 車 修 理 工 | 42.6 | 18.4 |
| 10 | 公 認 会 計 士 | 73.0 | 18.8 | 51 | 指 物 師 | 42.6 | 18.1 |
| 11 | 司 法 書 士 | 70.3 | 19.2 | 52 | セ ー ル ス マ ン | 42.3 | 18.2 |
| 12 | 作 家 | 70.1 | 21.4 | 53 | 電 語 交 換 手 | 42.2 | 18.2 |
| 13 | 大 会 社 の 課 長 | 65.9 | 17.4 | 54 | 電 気 工 事 人 | 41.3 | 18.6 |
| 14 | 音 楽 家 | 65.8 | 20.5 | 55 | レ ス ト ラ ン の コ ッ ク | 40.7 | 19.3 |
| 15 | 薬 剤 師 | 65.4 | 18.0 | 56 | 車 掌 | 40.7 | 17.6 |
| 16 | 新 聞 記 者 | 64.6 | 19.9 | 57 | 自 動 車 運 転 者 | 40.6 | 18.4 |
| 17 | 中 小 企 業 の 経 営 者 | 63.0 | 18.5 | 58 | 質 屋 | 40.2 | 20.1 |
| 18 | 小 学 校 の 教 諭 (先 生) | 62.9 | 17.9 | 59 | テ レ ビ 組 立 工 | 40.2 | 18.0 |
| 19 | 土 木 建 築 技 術 者 | 62.7 | 17.5 | 60 | 左 官 | 39.8 | 19.2 |
| 20 | レ ン ト ゲ ン 技 師 | 61.3 | 18.7 | 61 | 郵 便 配 達 人 | 39.8 | 18.5 |
| 21 | 機 械 工 業 技 術 者 | 61.0 | 18.3 | 62 | 石 工 職 | 39.5 | 20.0 |
| 22 | ス チ ュ ワ ー デ ス | 60.5 | 19.8 | 63 | 印 刷 工 | 37.6 | 18.0 |
| 23 | 市 役 所 の 課 長 | 60.4 | 17.0 | 64 | 旋 盤 工 | 37.3 | 19.2 |
| 24 | 大 会 社 の 企 画 ・ 営 業 社 員 | 60.0 | 18.2 | 65 | パ ン 製 造 工 | 36.7 | 18.1 |
| 25 | 寺 の 住 職 | 58.7 | 21.7 | 66 | 漁 業 者 (漁 師) | 35.9 | 19.8 |
| 26 | プ ロ ス ポ ー ツ 家 | 58.2 | 21.7 | 67 | 商 店 の 店 員 | 35.5 | 18.7 |
| 27 | 工 場 ・ 現 場 の 監 督 者 | 57.6 | 16.7 | 68 | 保 険 の 勧 誘 員 | 35.4 | 20.1 |
| 28 | 漁 船 の 船 長 | 57.3 | 18.6 | 69 | 旅 館 の 番 頭 | 35.2 | 19.4 |
| 29 | 無 線 通 信 士 | 57.3 | 16.6 | 70 | 食 品 か ん づ め 工 | 34.2 | 19.6 |
| 30 | デ ザ イ ナ ー | 56.3 | 19.0 | 71 | 集 金 人 | 32.7 | 19.2 |
| 31 | 中 小 企 業 の 課 長 | 55.9 | 16.0 | 72 | 紡 績 工 | 32.6 | 19.4 |
| 32 | プ ロ グ ラ マ ー | 54.6 | 20.9 | 73 | 守 衛 | 32.4 | 20.2 |
| 33 | 警 官 | 54.2 | 18.8 | 74 | 列 車 ボ ー イ | 32.0 | 19.0 |
| 34 | 看 護 婦 | 52.8 | 18.6 | 75 | ウ エ イ ト レ ス | 31.4 | 19.2 |
| 35 | 卸 売 店 主 | 52.5 | 17.2 | 76 | 小 作 農 | 29.6 | 22.3 |
| 36 | 電 気 機 関 士 | 51.8 | 17.1 | 77 | 行 商 人 | 28.1 | 20.6 |
| 37 | 製 函 工 | 50.9 | 17.6 | 78 | 採 炭 夫 | 28.1 | 22.1 |
| 38 | 保 母 | 50.5 | 17.7 | 79 | 大 工 見 習 | 28.0 | 20.4 |
| 39 | 会 計 事 務 員 | 49.4 | 14.4 | 80 | 運 搬 人 | 27.2 | 20.8 |
| 40 | 小 売 店 主 | 48.9 | 16.0 | 81 | 道 路 工 夫 | 26.7 | 21.5 |
| 41 | 船 舶 機 関 員 | 48.1 | 16.1 | 82 | 炭 焼 夫 | 23.4 | 21.7 |

〔引用〕『現代社会学』8 講談社、1977年、126ページ。

スポーツ家、無線技師、デザイナー、プログラマー、タイピスト、レストランのコック、質屋、石工職、旅館の番頭、守衛などがそれであり、これら多様な職業群の生態と動態には強く関心を唆られるものがある。

それはともあれ、ここでは直井らが結論として職業威信の測定の意義を弁護し、次のように述べていることに着目しておきたい。「職業威信とは、かつて理解されたような職業の貴賤を意味するものではない。職業威信とは、人々が職業を評価するさまざまな基準——それらは職業の社会的役割と社会的地位に集約されるのであるが——からの不平等な価値づけを意味する。それは、ある場合には、人々にとって望ましい職業として、彼らの職業選択における指向（オリエンテーション）に影響を及ぼすものである。職業が、他の社会的役割や社会的地位と同様に、社会において不平等に価値づけられたものである限り、職業威信を操作的な手段を通じて研究することは、現在の職業社会の不平等のありかたを解明することに役立つ。」（152～153 ページ）

この意見は、調査者である社会学者に共通する典型的な見方といえるだろう。直井が富永の編著で、「身分制が撤廃され職業選択の自由が保障された近代以降、もはや職業は人びとの社会的地位を拘束する規範的な秩序ではありえないのに、なお、社会的地位を表わす指標として用いられている。それは、職業が人びとにさまざまな社会的不平等をもたらし、人びとを階層化する事実上の、あるいは自然的な秩序として機能しているからである」（富永編、上掲書、434 ページ、強調箇所は引用者）と記しているのも同じ意味からではあろうが、こういう見方は、社会的事実としてではあれ、職業の不平等の容認につながりかねない危険性をもっていることを、社会学者はもっと深刻に自覚すべきではなからうか。

とりわけ、アメリカ社会学の方法に依拠している社会階層研究者たちは、みずから近代主義的な価値観に立っていながら、ややもすれば科学性の外観に隠れてそのことを自覚しえないでいる傾向が強い。なるほど、完全に平等な社会は現実には存在しないのであるから、階層研究者が一致して主張しているように、問題はもはや「不平等の配分原理」か、あるいは「地位達成の機会均等」かのいずれかに帰着するやにみえるが、この考え方が近代的な競争主義、「能力」本位主義、ないしは業績原理の肯定の上に立脚しているという限界を負っていることに、無自覚であってよいわけではない。職業の「役割」や「地位」という一見中立的ないし中性的な概念のなかに、「生得的属性」原理から「解放」された近代的な「業績」原理ないし価値の肯定が潜んでいることに、われわれは注意を向けなくてはなるまい。近代的な「職業選択の自由」が、事実上、学業成績の競争劣敗者に下位職業を強制することに終わっていないかどうか、慎重に検討してみれば、このことはわかるはずである。

また、今まで職業が「社会的地位を表す指標」として専ら研究されてきたことについても、職業社会学の研究手法ないしそのありかたとして反省を加えるべきではなからうか。職業威信およびその裏返しとしての職業差別の問題が、近代社会におけるひとつの社会間

題として認識されることがなく、たんなる社会的な不平等の測定指標としてのみ扱われてきた傾向がありはしないであろうか。言いかえれば、職業の実質（たとえば、その社会的処遇、生活実態、社会的規制、意識、価値観など）ではなく、「指標」というその形式的側面だけが常に問題とされてきたように思われる。極言すれば、こういう方法論的アプローチが職業の実態研究を大きく立ち遅れさせた原因になったとも考えられ、そこに潜む職業差別問題から目をそらすことにもつながったと言える。

さらに言えば、職業差別の問題は、一般的な職業不平等や職業階層の体系に解消しえない、ある深刻さをもっている。〈差別〉をどう理解すべきかは、それ自体大きな問題であるが、いま仮にこれを「ほとんどの場合出生に関連づけられているが、それに限らず、なんらかの区別的標識にもとづいて社会的に蔑視され、一般社会から除外されるか、または極端に低い処遇しか受けられず、その人間的価値がまったく認められない事態」と考えておこう。それをどう規定するにせよ、差別はこのように人間が人間として扱われないという強烈な〈負の構造〉を基本的に有しており、他方における別格的尊崇の対極を成してはいるが、それらはたんなる連続的階梯の両極端なのではなく、強者一弱者、もしくは支配一被支配という断絶的な関係構造において、絶望的な被抑圧状況に閉じこめられた事態であることに注意しなくてはならない。近代社会にあっても、少なくとも当人の世代内では、そこからの脱出が不可能か、著しく困難な閉塞的な状況、異世界であることが理解されないと、差別の本質はとらえられない。

したがって差別構造が〈近代化〉や〈民主化〉によりなし崩し的に解消されると考えるのは、まったくの幻想にすぎない。差別に固有の支配関係構造の根底的な変革なしには、〈差別の解消〉（これは物的処遇の水準化的な〈平等化〉とはまったく異なる）、もしくは〈人間解放〉（これは権力の虚構的・表見的な移動ではなく、人間としての対等性の獲得を意味している）はありえないと知るべきである。

職業差別はこのような差別現象・差別関係構造の重要な一環をなしているのであるから、たんなる不平等なヒエラルヒー構造と同じでないことは、改めて説くまでもなかろう。隔絶的な被差別職業の世界に踏みこむことなしには、職業差別の問題の究明はおぼつかない。これを職業社会学の課題として設定することから、われわれは困難をきわめる探究の途に旅立つことになる。

2 カースト制度と職業差別の実態

職業の蔑視、差別および隔離・限定ということからすぐに想起されるのは、インドの被差別カーストおよび日本の被差別部落である。最近、両者の関連性に目が向けられはじめるとともに、新たな次元における両者の戦闘的連帯が模索・構築されつつある。（たとえば、

別冊・解放教育『差別とたたかう文化』11 特集=被差別大衆の生活と文化——インド、1982年、野間宏・沖浦和光『アジアの聖と賤——被差別民の歴史と文化』人文書院、1983年、など参照) その動向については一応おくとして、ここではまず社会学においてカーストがどのように取り扱われ、分析されてきたかの検討を若干試みてみよう。とはいえ、社会学においてカースト制度をとりあげた文献は案外限られており、とくに日本では、その研究史をたどるだけの研究蓄積をほとんど認めることができない。カースト問題はとりわけ民族論や階級論を展開する上で不可欠の重要性を有しているにもかかわらず、研究の現状はこのような有様であり、このこと自体、日本においては、戦中期の民族問題への関心にもかかわらず、民族間および民族内部の差別現象が社会問題として十分に意識化されてこなかったことを物語っている。私自身も、文献研究や実態調査をふくめたカースト問題の研究に従事していないので、以下の検討・考察はやむをえず断片的とならざるをえない。

インドのカースト制度に特定して社会学的考察を試みた代表的な著作は、C. Bouglé ; *Essais sur le régime castes.* (1908, 3éd. 1935) である。その後もカーストの実態についての調査やそれにもとづく考察も刊行されているが、カーストの社会的特質について明快な説明を与えている点では、本書の右に出るものはないという評価を今でも十分保持することができるほどの内容をもっている。そのかれがカースト制度の特質やそのインド文化に及ぼした影響について論述する際に基本的に依拠し、かつ論評を加えた先駆的著作が、E. Senart ; *Les castes dans l' Inde : les faits et le système.* (1866, nouvelle éd. 1927) にほかならない。高名なインド学者の手になるこの著作は、カースト研究の最も重要な基本文献と称しても過言ではなく、いわばこの方面における古典的な位置を占めている。この両著作が日本語に翻訳されたのが、期せずして太平洋戦争真ただ中の1943(昭和18)年であったことは、戦時的要請に応えるものとして興味深い。エミール・セナール著・総合インド研究室訳『印度のカースト——事実と体系——』(総合インド研究室刊、昭和18年、ただしE. D. Rossの英訳 *Caste in India : the facts and the system*, 1930による重訳) およびセレストン・ブーグレ著・藪中静雄訳『印度のカースト制度』(大鵬社、昭和18年、原著第三版の翻訳) がそれである。

われわれにとって当面の関心は、カースト制度そのものではなく、カーストと職業ないし職業差別との関連性の問題に向けられている。スナールは、カーストが特定の職業と結びついているという一般の見方を実際に合致しないとみて、これを明確に否定している。「一つの職業的カーストが、その単一組織の中に、そのカースト名によって指示されるところの職業に従事せる一切の人間を包括するようなことはありえない」し、他方、「同一カーストの成員が非常に違った方法で彼らの生計を立てている」のであるから、「インドの社会を一つの将棋盤に見立ててその変えようもなく飛び越しようもないような柵目の中に人間が職業別に閉じ込められているなどと想像するのは明らかに行き過ぎであろう」と述べて

いる。

「卑賤」とされる諸カーストがあらゆる種類の「卑賤」な職業——(地方によって異なりはするが)松明作り、床屋、綿打ち、油搾り、屠殺夫、商人、吟遊詩人、牧人、農夫など——に従事しているだけでなく、農業、商業の職業に従事しているカーストの数はおびただしい数におよんでいる。最上層のブラーマンにしてからが、あらゆる種類の仕事——祭司と苦行者、学者と宗教的乞食のみならず、コックと兵士、書記と商人、耕作者と牧人、さらには石工と興担ぎ、盗賊にさえ——に従事している。これらのことから、かれは「職業の特殊性と世襲性とがただ単にカースト内の強力な紐帯であったばかりでなく、さらにしばしば新規の集団を結成せしめる磁力の中心でもあったことを認めるに吝かではない」が、カースト制度の取り決めによる「職業の世襲的共通性がひどくくつがえされることは疑問の余地のないところ」だと指摘している。(第一編・現在、第三章・世襲的職業)

これは当時の現状についての記述であるから、あるいは歴史的慣行の崩壊と受け取る向きもあるかもしれない。しかしスナールの独壇場はほかならぬ歴史的探究にあり、マヌ法典などの諸ダルマシャストラがブラーマン階級の理想をうたったにすぎず、かの有名な四大カースト——ブラーマン(バラモン)、クシャトリア、ヴァイシャ、スードラ——は、過去の現実にもあったカーストの混淆と分化の事実を戒める伝説的教戒書であった所以を説得的に解明している。

カーストの地位を定める諸法規の陰にいくつかの保留条件の付されていることからかえって、「当時のバラモンの間では今日と同じく生活手段獲得の様式が極めて多様に分化していたことがわかる」のであり、このような事実から、「われらはいづこにおいても単独にして由緒正しいカーストなどには遭遇しえない。現在に至るまで、われらはそれらの中に属名以上のものを発見することができない。それは実際に存在する無限の集団を包みかくすべき役割を負った一つの巨大な枠である」と帰結することができる。(第二編・過去、第一章・バラモン教的カースト制度、ダルマシャストラと叙事詩)

さらに歴史をさかのぼった考証については、ここでは立ち入らないことにしよう。ただその過程においてかれが、かの四つの区分が四つの原初的なカーストではなくて、四つの「階級」であり、この古い階級が後代に至ってカーストの上に重ねられたのだと主張している点に注目しておきたい。「性質及び起源においてそれとは別個のものたる真のカーストないしその真のカーストがそこから生まれたある組織は、そもそものはじめからそれより遙かに多様かつ多数であった」とみてこそ、「事実と(ブラーマンの階級的利益からする)理論との間のかくも歴然たる不調和」の説明がつくとされる。

さらに注目すべきなのは、過去の諸資料からうかがうと、例の四カーストは単純なヒエラルヒーを示しているのではなく、三上層カーストから成る一組(業・輪廻思想から「再生族」と称される)と第四カーストのみから成る他の一組(再生儀式を挙げえない「一生

族」とされる)とに截然と分け隔てられているというかれの見方である。この鋭い差別は、侵入者アーリアと土着人シュードラとの間の根深い人種の対立に由来したものであろうとみられる。字義通りには「色」を意味するヴァルナ (varna) が、サンスクリットではカーストを表す名詞として、すなわちアーリア・ヴァルナ=高貴人種とダーサ・ヴァルナ=敵性人種(後にはクリシュナ・ヴァルナ=黒き人種)という対句の形で使われており、この対照はさきに挙げた差別と対応している。ヴェーダ讃歌が、アーリア的人口層の中に僧侶、首長(貴族)、人民(自由民)の三大要範疇を区別したことは、「争われない事実」であるとみられる。

これらのことは、カースト制度の起源にかかわる事実としてすでに広く認められているところである。問題は、これらの事柄が何を意味するかである。このことからカーストの区分を単純に人種の違いに対応させるのは論外であるし、またカースト制度の発生をブラーマンの階級支配の意志による人工的創造に帰することにも大変な無理があると言わざるをえない。社会学者ブーグレも、「インド社会の構成をブラーマンの意志なりとするのは、人類社会史における人間の意志の創造力を過大視するものと言うべきである」(藪中訳、49ページ)と述べている。しかしアーリア人のインド侵入は動かしがたい歴史的事実であるし、支配階級たるかれらが土着民を支配するために民衆を階級制度に編成する努力を重ねたであろうことも否定することができない。その際、遊牧民であるアーリア人が食肉を禁ずるバラモンの教理をうち立て、自ら「清浄」を旨とする支配階級におさまったのは確かに歴史的な怪異現象である。この点について野間宏と沖浦和光は、次のように対談している(前掲書、67~68ページ)。

野間……ところで、遊牧民族であるアーリア人が、なぜ屠殺や肉食を不浄視するようになったのか。

沖浦 もともと、アーリア人は牧畜をやっていたので肉食を常習としていた。しかし、インド亜大陸へ侵攻して、農耕民族を抑え込んで農耕社会に君臨するためには、肉食主義ではどうしてもやっていけない。

野間 アーリア人だけの部族社会から、先住民すべてを支配下においた階級社会へ移行する過程ですね。そのころに、仏教やジャイナ教など非バラモン主義の宗教がさかんになる。そのような新時代に適応できなくて、バラモン支配が大きい危機状況に陥ったんですね。

沖浦 そこで対抗上、バラモンたちは農耕社会を基盤としながら、発展しはじめた新しい社会状況に適應してゆくことを余儀なくされた。その段階から、バラモンはますます肉食主義に徹した。殺生禁止を重んじて肉食を勧めないジャイナ教や仏教の教義も積極的に取り入れていった。このようにして、バラモン教は今日のヒンズー教に近いものに急速に変質していったのではないか。

野間 とにかく、先住民の持っていた土着文化も取り入れるし、民族慣習や民間信仰なども大胆に取り入れてゆく。

沖浦 その点では、ヒンズー教は、いろんな宗教のシンクレティズム(諸教混交)という性格を基本的に持っている。『マヌ法典』のようなものがつくられたのも、ジャイナ教や仏教の教線の伸長に対抗するということが一つの重要な契機だったと思われます。

要するに、カースト制度が支配階級の意志から生まれたまったくの人工的創造物ではな

いにしても、そこに征服という力による圧服の事実と階級支配の意志と技術という社会過程を見てとらないわけには行かない。階級支配の目的のために既存の土着民俗や習慣、信仰を利用してイデオロギー教化を行ったのであって、征服支配という衝撃なしに、土着文化が自然に成長したものでは断じてないのである。

実際、カースト制度ほど巧みなイデオロギーないし知識支配の形態は、他に類例を見出すことができない。一般に階級支配は、物質的武力を背景としながらも、知識支配をその実質としていると考えられる(そのデッサン的な着想については、私の論稿、「専門職業人の秘儀性と権威をめぐる一考察」、東北社会学研究会『社会学研究』42・43、1982年および「知識と情報・技術」、細谷・高橋・八木・元島編著『社会学の視角——個人と社会』アカデミア出版会、1983年、参照)が、浄—不浄観念を基軸にした社会的抑圧の体系は、社会的芸術品といえるほどの見事なまでの完成度を示している。バラモン・イデオロギー(操作)の見事さは、浄—不浄観念を結婚、職業、食事などの生活諸慣習におよぼしていること、そしてそれらを結局、家系、すなわち血統・出生の事実ないしフィクションに還元して、それらを威信づけていることにある。すでにスナールは指摘している、「結局、カーストの優越度を左右するところのものは、それらの各カーストがはたしてどの程度の忠実さをもってバラモンの教養(結婚・外部的清浄・職業・そして……付属的慣習などに関するところの)に従うか、または従っている風をするかの程度如何である」(総合インド研究室訳、139ページ)。

ブーグレはもっと明快に説いている。「僧侶の特権については、その例は枚挙にいとまがないが、それによって、各団体の上下の段階が、僧侶との距離に正比例することを知るのであろう。ブラマン階級の比類なき優越こそ、インド社会組織の基本原則の一つであり、インド思想のまぎれなき特質であったにちがいない」(訳、82ページ)。「かれらが、インド民衆を高所から支配し土民をさえ服せしめたゆえんは、その社会的規律や教義にはなく、その血統にある。それは生まれながらにしてもつ、比類なき力である。ここに、ブラマン・カーストの権勢が生まれる。……いわば、ブラマンとして生まれることはできても、ブラマンになることはできないのである。かかるかれらの特権に対する崇拜、その生まれのもつ力に対する畏敬こそはインド社会の中軸をなすものである。」(訳、88～89ページ)

実のところ、スナールが「真のカースト」と呼んでいたものは、さきの四大カースト階級枠が包括している「第二次カースト」(サブ・カースト)であった。これがジャーティ(jāti)と呼ばれる、出生を同じくする者の集団であったのは、よく知られている。排他的性格の強いこの集団を目撃したポルトガル人が、これを家柄・血統・種族を意味する自国語カスタ(casta)と呼んだのが、カーストという名称の源である。であるとすれば、カーストは何よりもまず出生にかかわる血統集団として存在していたことになる。そこにみられる同一カーストにおける内婚の掟や異なったカースト間の同火・同食の禁止といった厳格

な生活慣習・儀礼が、カーストの集団的排他性につながっている。それらは並列的に分化しているのではなく、階層的・差別的に位置づけられている。にもかかわらず、カースト序列の位置を問わず、それぞれのカーストは自らの所属カーストに強い誇りをもち、また序列の向上に努力が傾けられる場合も少なくない。その階級的地位の向上手段が、バラモニックな「清浄」慣習（菜食、禁酒、寡婦の再婚禁止）であった（社会学者シュリニヴァスはこれを「サンスクリット化」と呼んでいる）から、宗教的な浄・不浄観念と社会的ないし政治的な高貴・卑賤観念との対応関係は、再生産されてやむことがないしくみとなっているわけである。

カーストの起源の問題にも、ここではあまり立ち入らないことにしよう。ここでの主要な問題は、あくまでもカーストと職業との関連なのである。ところで、カーストが特定の職業に限定されることについては、スナールの否定的見解があった。しかしこの点については、現状ではかなり崩れてきてはいるものの、カーストが伝統的に固有の職業と結ばれ、世襲的にその職業が継承されてきたことは一概に否定できないという考え方もある。ブーグレに至っては、カーストの本質をなす三要素として「排外感情」、「階級的組織」と並べて、「職業の世襲」をあげている（訳、15ページ）ほどである。むろんかれとても、職業世襲制度がインドにおいても大きな変動を受けてきたことは認めているのであるが、ただ「この変動はけっして個人的なものではなく、集団的に行われた事実に着目しなければならない」とし、子どもが祖先伝来の職業を放棄し、自己の才能に従って新たな職業につくことはきわめて稀であり、また集団的な職業移動の自由にしても律法上は認められておらず、そのようなふるまいは社会的地位の転落なしには許されなかったと説いている（訳、32ページ）。

今日のインドにおいてはどうかといえば、共和国憲法のもとでは、原則的にはすべての職業がすべてのインド人に開放されているはずであるが、実際には「インド人は、カースト固有の職業を離れてもカーストそのものから離脱したことにはならず、出身カーストへの帰属意識は依然として強い。また出身カーストよりも社会的評価が著しく低い仕事に就くことは、しばしば拒まれている」（山崎元一『インド社会と新仏教——アンベードカルの人と思想〔付〕カースト制度と不可触民制』刀水書房、1979年、188～189ページ）という指摘があることに注意しておきたい。

ともあれ、過去には少なくとも律法の上ではカースト固有と規定され意識されてきた伝統的な職業区分があり、それが血統と関係づけられていたがゆえに、カースト成員による職業世襲の慣行もかなり行われてきたと考えられる。それに、伝説上もまた現状においても、実際の職業従事区分はもっと細分化されているのであって、「真のカースト」であるサブ・カーストは、「職業別と言うよりは、その生産に使用する用具や、出来上がった生産品の相違によって生じる」（ブーグレ、訳、28ページ）副次的区分に対応していることに注意

しなくてはならない。たとえば、衣料品の製造にかんしても、ターバンを作る職人カーストは帯を作るカーストと何の関係もなく、皮革にかかわるカーストでも、靴造り、修理専門、革袋造りなどとそれぞれ区別されている。

職業の世襲にかんしてみれば、これは一見西洋中世の職業ギルドに似ているのであるが、両者を比較した多くの学者は口をそろえて別種の区分であると主張している。その詳細はともかく、両者の違いの最たるものは、インドにおける職業の分離が、宗教上のタブーに根ざしている点にある。この点こそ、インドのカースト制度における職業差別問題を考える上で、最も重視すべき要素である。その意味で、ブーグレの次の言句はたいへん重要である。「インド人の職業に対する評価は、それが神聖であるか、法規に従っているか、違反しているか、崇高であるか、怖しいか、によって決まるのである。地位の上下は、職業の用不用、難易によって定まるよりは、むしろ浄不浄によって分かれる。」(訳、63ページ)

その例証には事欠かないが、いま言及しておきたいのはそのことよりも、職業評価が宗教的な清浄観念に根ざしているということは、それほど厳密でなくとも、あらゆる職業がその清浄度に応じて階層的に配列されていることを示すと同時に、「不浄」な一群の職業を差別的に隔離する一方で、その他の「清浄」な諸職業にかんしてはある程度の開放性の可能性が示唆されているということでもあるということである。スナールがカーストと職業区分とを対応させない論拠は、実はここにある。すなわち、「諸職業はそれが受ける尊敬の度合にしたがって段階づけられているが、その度合たるや宗教上の清浄観念によって定められる。けがれを伴わざる——ないし少なくともけがれの増進を伴わざる——職業は、すべてあらゆるカーストに開放されている」(訳、249～250ページ)というふうに、逆の論証にも有効に働くわけである。

今までは、意識してヴァルナに属するカーストにかかわる問題だけを主として取り上げてきた。しかし浄・不浄観念にもとづく職業差別がクローズ・アップされてきた今、ここでアウト・カーストとして扱われる不可触民の問題に立ち入らなくてはならない。日本の被差別部落問題との関連性が問われるのは、まさにこの層なのである。

この問題について精力的に解明しているのは、東洋史学者・山崎元一である。かれによると、古代インドにおいてすでにアンティヤ、アンティヤジャ、アンティヤヴァサーイン、パーヒヤ(「末端」、「最下」、「外部」の意味)あるいはアスプリシャ(不可触民)と総称される「賤民」層が、ヴァルナ社会の周辺に存在していたことが文献に伝えられており、中でも最も下賤視されていたのが、チャンダーラにほかならない。つまり、ヴァルナ社会(それ自体シュードラ階級への内部的差別をふくんでいる)の存立をはかるために、そこから排除、隔離、隷従せしめられた断絶的な被差別層が形成されていたのである。両者の間には、支配隷属的な相互関係があった。「チャンダーラはヴァルナ社会の正式の成員ではないが、生計を得るためにヴァルナ社会と何らかの形で結びつくことを必要としていた。

一方、ヴァルナ社会の成員は、自分らが最も不浄とみなす仕事を彼らに強制することに成功した。屍体処理、体刑執行、汚物清掃などである。」(山崎元一「カースト制度と不可触民制——その構造と歴史——」, 前掲書, 216~217 ページ)

バラモンをはじめ、ヴァルナ社会の成員は、自らの浄性を保つために「不浄」な仕事から遠ざかり、「賤民」との接触を極力避けた。しかし実際の社会生活においては、社会的に不可欠の仕事に従事しているチャンデーラとの接触を完全に断ち切ることは不可能であったから、バラモン階級はその「抜け道」として、何らかの形で「賤民」と接触しても浄性を確保することができるとする(虚構的な)浄化儀礼を極度に発達させたと、山崎は説いている。さらに言えば、こうしたイデオロギー的虚構にもとづいて発達させた煩瑣な浄化儀礼の施行により、バラモンは自らの職業的な生活基盤を築いていたと言える。

こうした不可触民制がいつごろ、いかにして成立したかについては、定説はない。山崎は諸学説を批判的に検討した上で、不可触民制は、後期ヴェーダ時代の末期(前600年)までに成立していたとみるとともに、この制度の発達の上に「バラモンのイデオロギーの果たした役割」がいつそう強調されてよいのではないかと(221 ページ)という注目すべき考え方を示している。それは階級的利益にもとづくイデオロギー操作だと、言い換えることができよう。

具体的に縮約すると、こうなる。特定の人間を不可触視する思想がアーリヤ人に起源をもつか否かは決めかねるが、不可触民制の発生はかれらが定着農耕社会を発達させて以降のことであろう。原始的で素朴な「浄・不浄」観がバラモンにより高度な内容に高められ、自己の「浄性」、「不可侵性」を民衆に受け容れさせる道具として活用された。その結果、ヴァルナ社会の成員は不浄物との接触を忌避するようになり、「不浄」な行為をもつばら担う者を犠牲的に賤民として社会の最末端に位置づけた。この時代は部族制を超えた領域国家が成立しつつある時代でもあり、その支配層たるクシャトリヤも、自己の地位保全のためにバラモンのイデオロギーを利用し、政治的な面から不可触民制の発達を助けた。すなわち、不可触民の存在により生産階級たるヴァイシャ・シュードラ層の不満がそらされ、ヴァルナ社会の安定の維持が可能となり、一方、後者の両階層は不可触民制を受容することによりヴァルナ社会の成員としての地位を確保した。「要するに不可触民制は、ヴァルナ社会を外側から枠づけし、さらにヴァルナ社会における階級関係を儀礼的身分秩序として固定化する役割を果たした」。

不可触民を最下層とする賤民グループには、(1)アーリヤ化した農耕社会の周辺に居住する未開の部族民、(2)かつての農耕・牧畜社会の成員でありながら、不浄な仕事に世襲的に従事したり、不浄な慣習を維持したため、存在そのものが不浄とされた被追放者たちが、属しめられた。古代から近代へと不可触民制は発達し、不可触民の数の増大、種類の多様化、農耕への参加、各村落への分散定住が現れた。植民地時代、および独立後の不可触民

の状態については本書に詳しいので、ここではくりかえさない。

以上のことから読みとれることは、一体何であろうか。山崎の理解の仕方は生産関係からとらえるマルクス主義に立っているかと思われるが、それにもかかわらず、これを「民族移動」なる武力・知識力による征服支配という社会過程、支配階級による「知識」（われわれはこれを P. L. バーガーに従って「支配の正当化」と受けとめよう）の独占と「浄化」儀礼なる専門能力の秘儀化、それにもとづく民衆欺瞞のイデオロギー操作と僧職支配、宗門権力と世俗権力との階級的結託、階級支配政策としての諸職業の差別的配分、とりわけ「不浄」職業の「劣等」部分への隔離的強制と利用という社会勢力的な支配現象に読み換えることも、また可能なものではなかろうか。これはむろん仮説的なひとつの解釈にすぎないけれども、こういう視角から職業差別の問題をとらえる試みも主張しようと思われる。いずれにせよ、職業の不平等ないし差別の現象がもともと存在していたのではなく、階級支配があって後に支配維持のための職業の不平等化もしくは差別的配分が生じたのだという因果関係をはっきりと見定めるべきであろう。

ところで、いま一度職業体系の問題にたちかえれば、カースト制度のもとにおける職業分離と表裏の関係にあるもうひとつの側面として、社会学者ワイザー (W. H. Wiser) が指摘するカースト間分業関係、ジャジマーニー制度 (Jajimani System) に着目する必要がある。

ジャジマーニーというのは、顧客や得意先を意味するジャジマーンから派生しているもので、得意先にたいしてもつ権利を意味しているという。この関係は、インド村落における農民と職人との間に典型的に表れる。すなわち、村落に住む職人カースト（たとえば、陶工や床屋）は、先祖代々のジャジマーン（パトロン）である家族のために職業サービスを提供し、その報酬として伝統的に定まった量の穀物や衣料などの現物や聖歌の詠唱などを受ける慣習となっている。定住職人のほかに、村々を渡り歩く巡回職人も存在している。しかしこれらの関係は対等ではなく、村落内の有力カーストにたいして職人カーストが奉仕する性格が強く、いわば職人や諸種のサービス提供カーストは、村落内において生産活動を補助する従属的な立場に立っている。だが、社会の近代化に伴ない、かかる固定的なジャジマーニー交換制度は崩れ、職人のサービスに対しても貨幣による報酬が求められるようになり、また現状では職人自体、伝統的なサービスを一部営みつつも、基本的には農業労働者に転化している者が多いという事実が報告されている。

ワイザーによる有名な村落におけるカースト構成の一例は、第5表に示される。（その紹介は、山崎元一、前掲書、190～195 ページ、および村田恭雄「カースト制と不可触民差別(1)」、前掲『差別とたたかう文化』11所収、にみられる。）いま、村田によるその紹介を要約してみると、こうなる。このK村におけるドミナント・カースト (M. N. Srinivas) はバラモンであり、かれらは村の土地の大部分を所有している地主であって、41戸のうち

第5表 北インド農村におけるカーストの構成 (W. H. Wiserによる)

| ランク | カースト名 | 伝統的職業 | 戸数 | ヴァルナとの関係 | |
|-----|---------|----------|----|-------------------|--------|
| 1 | バラモン | 司祭, 教師 | 41 | } バラモンおよびその同類 | |
| 2 | バート | 歌詠, 糸図作成 | 2 | | |
| 3 | カーヤスト | 会計 | 1 | } クシャトリアおよびその同類 | |
| 4 | ソーナール | 金細工 | 2 | | |
| 5 | マール | 花作り | 1 | } シュードラ | |
| 6 | カーッチー | 野菜作り | 26 | | |
| 7 | ローダー | 米作り | 1 | | |
| 8 | バルハイ | 大工 | 8 | | |
| 9 | ナーイ | 床屋 | 1 | | |
| 10 | カハール | 水運び | 19 | | |
| 11 | ガダリヤ | 羊飼 | 6 | | |
| 12 | バルプーンジャ | 穀粒炒り | 1 | | |
| 13 | ダルズイ | 仕立屋 | 5 | | |
| 14 | クムハール | 陶工 | 3 | | |
| 15 | マハージャン | 商人 | 3 | } アウト・カースト (不可触民) | |
| 16 | テーリ | 油搾り | 4 | | |
| 17 | ドービー | 洗濯屋 | 1 | | |
| 18 | ダヌーク | 筵造り | 7 | | |
| 19 | チャマー | 皮革加工 | 8 | | |
| 20 | パンギ | 汚物清掃 | 8 | | |
| 21 | ファキール | 乞食 | 8 | | } ムスリム |
| 22 | マニハール | ガラス腕輪売り | 2 | | |
| 23 | ドゥーナ | 木綿梳き | 1 | | |
| 24 | タワイフ | 踊り子 | 2 | | |

*この村は、かつて王侯からバラモンに施与された村落であるため、大部分の土地はバラモンの所有である。すべてのカーストが伝統的職業に従事しているわけではない。

(引用) 山崎元一『インド社会と新仏教』(刀水書房), 192ページ。

3戸が伝統的な司祭の職業に従事しているほかは、農業を営んでいる。一般の村人は水路、放牧、薪とりなどすべての面でバラモンの土地に依存しており、その他の資金面でもバラモンの世話になっているために、かれらに対して頭が上がらない状態にある。シュードラに属するカーストのなかで上層の中核的位置を占めるのは、カーッチー(野菜づくり)である。かれらは借地農民であり、パトロンへの重い負債と義務にあえぎながらも、比較的自立しうる立場にある。バルハイ(大工)は農具の制作、修理の仕事にあたり、現物支払いを受け取りに収穫期に毎日パトロンの畠に行くが、それはあたかも恩恵のような形で与えられるという。その他のシュードラの各カーストはさらに従属的であり、収穫時にはまるで施し物待つような状況であるといわれる。不可触民とされる村の底辺部分においても、相互に排他的なカーストの身分的な差別序列が形づくられている。ドービー(洗濯屋)はシュードラの地位に近く、村人の衣類の洗濯に従事しているが、パンギの衣服は穢れているとして、それに触れることを拒んでいる。ダヌーク(筵づくり)は現在では大部分農業労働者となっており、その他祭の時のトランペット吹きや夜警など、女の場合は産婆と

いった雑業にも従事している。チャマル（皮革職人）は一般の居住区域から離れて住み、特定のパトロンと結びついて家族ぐるみパトロンの家の畠仕事や雑用を手伝い、一種の農奴のような立場にある。かれらが伝統的な皮革関係の仕事をする機会はあまり多くなく、まったく付随的ではないが、その伝統的な仕事から不可触民のレッテルが貼られたままとなっている。

村の周辺に住んでいるパンギ（汚物清掃人）は、キリスト教に改宗した今も、以前のとおり不可触民としての扱いを受けており、厳密な意味での唯一の不可触民とも言える。かれらは午前中は村人たちの朝の排泄場所となっている広場や道路で豚の放し飼いをして汚物や廃物の清掃にあたり、午後からはごろ寝をするか、豚の剛毛などを売りに出かけたり、残飯集めなどの臨時的雑用についたりする。かれらはその不潔な仕事のゆえに、村に留まっている限り、徹底して忌避される存在となってしまう。

このような事態に接するとき、職業に起因する人間の差別の根深さと複雑な絡みあいには、脳天から打ちのめされるような重い衝撃を覚えざるをえないものがある。また、この層の下にさらに回教徒からなる浮浪的雑業層の位置していることは、住所不定者や異教徒に対する根深い偏見を思い知らしめるであろう。こうしたことからわれわれは、職業そのものではなく、職業にかんする（歴史的に植えつけられた）伝統的な観念から職業差別が生じ、さらにそれが結婚、祭事、食事その他の差別と複合しつつ、差別意識が「社会化」を通して「まるで空気を吸うように」（八木晃介『現代差別のイデオロギー批判——マイナス・イメージの社会学』批評社、1984年）一般社会の成員の体質にまで根強く定着していること、こうして「血の穢れ」という、元来はフィクションから発した差別観念が、歴史的に拡大再生産され、民衆の間に血肉化してきたことを知るのである。ここから日本の被差別部落問題を考えるひとつの視座を獲得する必要性のあることは、言うまでもない。

一方、都市における不可触民の現状については、野間と沖浦の次の対話（前掲書、29～32ページ）からその一端を窺うことができる。

沖浦 それから、カルカットでチナ・プティという被差別地域へ入った。……昔は荒れ果てた湿地帯だったそうです。いまもその面影が残っている貧しい地帯で、雨風をしのぐのがやっという感じのバラックがびっしり立ち並んでいる。

チナ・プティというのは、中国人が資本家になって皮革工場を経営しているのでつけられた地名です。インドでは皮革業は殺生戒に関係するので、昔からもっともけがれの多い職業とされた。だからヒンズー教徒のインド人は、手を出さなかった。

インドへ渡ってきている中国人といえ、本国からはみ出た人が多い。つまり、かつて本国でもいろんな理由で疎外されて食べてゆけなくなって、とうとうインドや東南アジアに出て行った人びとの子孫が多い。そういう人びとが、皮革業に手を出してともかく資本家として一応の成功を取めた。資本家といっても、せいぜいオートバイを乗り回している程度の中小零細工場です。その二万人ほどの地区で、そこで雇用されているのがこれまた不可触民として差別されてきた人たちなんですね。

（中略）

野間 その部落の工場では、皮をなめして、表皮をなめらかなものにして売るわけですが、その工程は私がこのまえに見た尼崎市なんかにあるのと変わりが無い。機械は、尼崎よりちょっと優れているように見えた。ただ、クロムを使っている。とすれば、ある時期に必ず体を痛めるし、あるいはそこから出る汚染物質をどう処理するかという問題が出てくるが、その対策は十分でなかった。労働環境は非常に悪いですね。採光も悪いし空気も悪い。あのままなら体がもたない。

ただし最近では、政府によって被差別民（指定カーストおよび部族 *scheduled castes & tribes*）に対して一定の「保護」政策がとられ、その優遇制度を利用した青年層が高等教育を受け、公務員、教師などの勤め人となって、経済的・社会的地位を向上させている事例もあり、このことが逆に上位カーストの危機感（「逆差別」という主張、したがって政治イデオロギーを問わない）を煽り立て、差別的な暴動事件さえも引き起こしている（渡辺建夫『インド反カーストの青春』晶文社、1983年、102～103ページ）現実も知っておく必要がある。

以上、インドのカーストと職業差別の問題については、ごく初歩的な事柄を自分なりの視角からまとめてみたにすぎない。この問題をさらに世界的な視野におさめて追求する（守川正道『世界の差別』明石書店、1983年、参照）一方で、ほかならぬ日本の被差別部落問題との関連を社会的に究明していかななくてはならないのは、当然の課題と言えよう。

〔未完〕

1985年9月 稿

〔追記〕

カースト問題の社会学としては、このほかに当然マックス・ヴェーバーやF. L. シュー（Hsu）らの見解にふれる必要があるが、今回は割愛する。なお、近年のカースト研究のうち手元に保有している文献には、次のものがある。

Cox, O. C. ; *Caste, Class & Race—A Study in Social Dynamics*, 1948, Monthly Review Press.

Mayer, A. C. ; *Caste & Kinship in Central India—A Village and its Region*, 1960, Univ. of California Press.

Ciba Foundation, edited by Anthony de Reuck and J. Knight ; *Caste & Race*, 1967, Churcill.

Klass, M. ; *Caste—The Emergence of the South Asian Social System*, 1980, ISHI.

「不可触民」の生々しい実情と動向を伝えた体験的レポートとしては、山際素男『不可触民の道—インド民衆のなかへ』（三一書房、1982年）および渡辺建夫『インド反カーストの青春』（晶文社、1983年）などが、ぜひとも参照されるべきである。

また最近、世界的視野で人種差別の諸相を分析した、磯村英一編『現代世界の差別問題』（世界差別問題叢書、明石書店、1985年）が出版されたが、これはおそらく日本では最初の本格的かつ総合的な取り組みであり、その意味で画期的意義をもつ著作といえよう。